

鳥取県告示第 536 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 25 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社室山商店 代表取締役 室山誠	倉吉市住吉町 65	有限会社室山商店 介護事業所らご	倉吉市住吉町 72 - 2	特定福祉用具 販売	平成 20 年 7 月 17 日
社会福祉法人中部 福祉会 理事長 田熊博文	東伯郡北栄町 東園 331-1	北栄デイサービス センターあずま園	東伯郡北栄町東 園 329	通所介護	〃